

- 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行																				
<p>○ 略語とその定義一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削る)</td> <td style="text-align: center;">(削る)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保護法等ガイドライン</td> <td>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、<u>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）</u></td> </tr> </tbody> </table>	略 語	定 義	(略)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	(略)	保護法等ガイドライン	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、 <u>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）</u>	<p>○ 略語とその定義一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">略 語</th> <th style="text-align: center;">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>存続中央会</td> <td><u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保護法ガイドライン</td> <td>個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）</td> </tr> </tbody> </table>	略 語	定 義	(略)	(略)	存続中央会	<u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会</u>	(略)	(略)	保護法ガイドライン	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）
略 語	定 義																				
(略)	(略)																				
(削る)	(削る)																				
(略)	(略)																				
保護法等ガイドライン	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、 <u>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）</u>																				
略 語	定 義																				
(略)	(略)																				
存続中央会	<u>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会</u>																				
(略)	(略)																				
保護法ガイドライン	個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）																				
<p>・本監督指針は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人を対象としている。</p> <p>・ (略)</p>	<p>・本監督指針は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人を対象としている。なお、<u>存続中央会については、その存続する間は、「Ⅶ 組織変更後連合会及び存続中央会の監督上の留意点」に規定するところにより、本監督指針の対象とする。</u></p> <p>・ (略)</p>																				

目次

I (略)

II 組合の監督上の評価項目

II-1～II-5 (略)

II-6 自己改革の実行、継続及び強化・・・P〇〇

II-6-1 自己改革の実行、継続及び強化

II-6-2 自己改革を実践するための具体的な方針の策定と実践サイクルの構築

II-6-2-1 意義

II-6-2-2 主な着眼点

II-6-2-3 監督手法・対応

II-7 組合員の事業利用・・・P〇〇

II-7-1 意義

II-7-2 主な着眼点

II-7-3 監督手法・対応

III～VI (略)

VII 組織変更後連合会の監督上の留意点

(削る)

VII-1 監督上の評価項目・・・P〇〇

VII-1-1 組織変更後連合会の行う監査事業の意義

VII-1-2 組織変更後連合会の行う監査事業の主な着眼点

VII-1-3 組織変更後連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応

VII-2 事務処理上の留意点・・・P〇〇

VII-2-1 監査規程の認可

(削る)

VII-2-2 組織変更後連合会の定款変更

別添1～別添3 (略)

II 組合の監督上の評価項目

II-1 経営管理体制

II-1-1 経営目的の妥当性

目次

I (略)

II 組合の監督上の評価項目

II-1～II-5 (略)

II-6 自己改革の実行・・・P 5 8

II-6-1 意義

(新設)

(新設)

II-6-2 主な着眼点

II-6-3 監督手法・対応

II-7 正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況等の調査・・・P 5 9

(新設)

(新設)

(新設)

III～VI (略)

VII 組織変更後連合会 及び存続中央会 の監督上の留意点

VII-1 存続中央会に対する旧監督指針の効力・・・P 1 2 9

VII-2 監督上の評価項目・・・P 1 2 9

VII-2-1 組織変更後連合会の行う監査事業の意義

VII-2-2 組織変更後連合会の行う監査事業の主な着眼点

VII-2-3 組織変更後連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応

VII-3 事務処理上の留意点・・・P 1 2 9

VII-3-1 監査規程の認可

VII-3-2 農業協同組合連合会への組織変更

VII-3-3 組織変更後連合会の定款変更

別添1～別添3 (略)

II 組合の監督上の評価項目

II-1 経営管理体制

II-1-1 経営目的の妥当性

Ⅱ-1-1-1 意義

(1) 組合の事業運営は、本来、自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者に委ねられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、農業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をするという(法第7条第1項)目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

また、平成27年改正法による改正前の法第8条の「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないことを意味していた。しかしながら、この規定は、そもそも組合は利益を得てはならない(儲けてはならない)との誤った解釈をされる傾向もあったため、平成27年改正法により削除された。その上で、平成27年改正法においては、組合が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、

- ① 組合は、その事業を行うに当たっては、**農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない**(法第7条第2項)
- ② 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、**事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない**(法第7条第3項)

との規定が追加されたところであり、組合においては、これらの規定の趣旨を踏まえた事業運営が行われる必要がある。

(注) 平成27年改正法により「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は削除されたが、出資配当に上限を設けた法第52条第2項の規定は引き続き維持されており、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないという組合の性格については、平成27年改正法の前後で何ら変更はない。

Ⅱ-1-1-1 意義

(1) 組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者に委ねられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、農業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をするという(法第7条第1項)目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

また、平成27年改正法による改正前の法第8条の「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないことを意味していた。しかしながら、この規定は、そもそも組合は利益を得てはならない(儲けてはならない)との誤った解釈をされる傾向もあったため、平成27年改正法により削除された。その上で、平成27年改正法においては、組合が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、

- ① 組合は、その事業を行うに当たっては、**農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない**(法第7条第2項)
- ② 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、**事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない**(法第7条第3項)

との規定が追加されたところであり、組合においては、これらの規定の趣旨を踏まえた事業運営が行われる必要がある。

そのためには、組合員に事業方針や事業計画の内容がわかりやすく知らされ、組合の各事業が適切に運営されることが必要であり、組合員に対して組合員の利用状況や採算性等について適切な情報提供を行い、組合が現に行っている事業の見直しを行う際には、組合員の意向を把握して実施されることが重要である。

(注) 平成27年改正法により「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は削除されたが、出資配当に上限を設けた法第52条第2項の規定は引き続き維持されており、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないという組合の性格については、平成27年改正法の前後で何ら変更はない。

(2) 組合は、事業運営に当たって、組合員との徹底した対話を通じ、農業所得の増大を図るための取組を始めとする組合員のニーズを的確に捉えることが重要である。それを基に、組合の事業の方針を定め、事業計画又は中期計画（以下「事業計画等」という。）に反映し、かつ、組合員にその内容を分かりやすく周知した上で事業を適切に行い、組合員に対して実績、取組状況等の情報を丁寧に説明し、組合員による評価等を踏まえた見直しを組合の事業の方針及び次期の事業計画等に反映するという一連のサイクルを構築することが重要である。

(3) こうしたサイクルを実践していくためには、信用事業をはじめとして組合を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える組合の事業を継続及び強化していけるよう、健全で持続性のある経営を確保していくことが前提となる。

(4) 行政庁は、組合の事業の目的及び方針が、農業所得の増大を図る等の法の目的に合致するものであるかを検証しつつ、組合の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか並びに組合員に適切な情報開示を行い組合が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

II-1-1-2 主な着眼点

(1) 組合の事業の方針の明確化

- ① 組合は農業者の協同組織として設立されたものであり、組合の事業の方針において、組合の販売力の強化、生産コストの低減に資する資材供給、集落・地域における農地集積の促進等の農業経営支援機能の強化について、農業所得の増大に向けた組合の取組姿勢を明らかにしているか。
- ② 組合の事業の方針を踏まえ、事業計画等において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、農地の集積、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、組合の事業の方針及び事業計画等の内容及び取組結果は組合員に分かりやすく知らされ、組合員の評価を踏まえ、必要な見直しが随時なされているか。
- ③ 事業計画等は、組合員との徹底的な対話を行い、組合員の意向を踏まえ、地域の実情に即した実現可能なものとなっているか。
- ④ 事業計画等は、以下に掲げる内容を反映し総会で決定したものになっているか。
ア 事業計画等において実施されることとなっている取組については、具体的な数値目標等が設定され、いつまでに実施するかという期限が示されていること

(新設)

(新設)

(2) 行政庁は、組合の事業目的や事業方針が法の目的に合致するものであるかを検証しつつ、組合の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか、組合員に適切な情報開示を行い組合が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

II-1-1-2 主な着眼点

(1) 事業方針の明確化

- ① 組合は農業者の協同組織として設立されたものであり、事業方針において、組合の販売力の強化、生産コストの低減に資する資材供給、集落・地域における農地集積の促進等の農業経営支援機能の強化について、農業所得の増大に向けた組合の取組姿勢を明らかにしているか。
- ② 組合の事業方針は、中期計画や事業計画（以下「事業計画等」という。）において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、農地の集積、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、その見直しが随時なされているか。
- ③ 事業計画等は、組合員の意向を踏まえ、また、地域の実情に即した実現可能なものとなっているか。
- ④ 事業計画等において実施されることとなっている取組については数値などで具体的な目標が設定され、また、いつまでに実施するかという期限が示されていることが望ましい。

イ 農協全体及び信用事業、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業ごとの現状を踏まえた将来の収益及び費用の見通し並びに現状の見通しに収支改善を踏まえた将来の収益及び費用の見通し（以下「中長期の収支シミュレーション」という。）により、事業及び経営上の課題を洗い出すとともに、健全で持続性のある経営を確保する上で必要な目標利益等が設定されていること

ウ 他の事業の利益で赤字を常態的に補填している事業について赤字原因等を明らかにした上で、組合全体の事業の方針に基づくコストとされている金額を除き、当該赤字額を事業の効率的運営等により段階的に縮減するものとなっていること

エ 事業別、支所・支店別、主要施設別等組合の損益管理単位で赤字原因を把握及び分析し、改善に取り組むべき内容を踏まえたものとなっていること

(2) 事業の実施態勢

① 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の進捗状況を管理できる態勢が構築され、適切に進捗管理が行いつつ実践されているか。

② 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の具体的な内容や進捗状況、採算性等について、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。

③ 組合の員外利用の状況についても、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされていることが望ましい。

④ 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等と進捗状況の比較及び分析を行う態勢が構築され、目標未達の要因を分析した上で、組合員の評価と意向を踏まえた対応策等の修正等を行っているか。

II-1-1-3 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等について提出を求めるとともに、説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、事業計画等の策定に当たっては、信用事業、共済事業等の利益で他の事業の赤字を常態的に補填している場合には、その事業について赤字原因等を明らかにした上で、組合全体の事業方針に基づくコストとされている金額を除き、当該赤字額を事業の効率的運営等により段階的に縮減するものとなっているか。

この場合、事業別、支所・支店別、主要施設別等組合の損益管理単位で赤字原因を把握し、改善に取り組むことが望ましい。

(2) 事業の実施態勢

事業計画等の進捗状況を管理できる態勢が構築され、適切に進捗管理が行われているか。

(3) 情報提供態勢

① 組合の事業方針や事業計画の具体的な内容や計画の進捗状況や採算性等について、情報の内容に応じて、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。

② 組合の員外利用の状況についても、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされていることが望ましい。

II-1-1-3 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の事業方針等について説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、農協改革の原点に立って早期の改善を促すこととする。

Ⅱ-1-2・Ⅱ-1-3

(略)

Ⅱ-1-4 不祥事件等の対応

Ⅱ-1-4-1・Ⅱ-1-4-2

(略)

Ⅱ-1-4-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第97条第12号及び施行規則第231条第1項第22号（信用事業を行う組合については、法第97条第12号並びに、施行規則第231条第1項第22号及び信用事業命令第58条第1項第15号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道にあっては経営局長）宛て報告するよう求めるものとする。なお、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局においては、報告の内容について協同組織課に速やかに情報提供するものとする。

(2)・(3) (略)

Ⅱ-1-5 反社会的勢力による被害の防止

(略)

Ⅱ-1-6 個人情報保護対応

Ⅱ-1-6-1 意義

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データ 又は特定個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法等ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、早期の改善を促すこととする。

Ⅱ-1-2・Ⅱ-1-3

(略)

Ⅱ-1-4 不祥事件等の対応

Ⅱ-1-4-1・Ⅱ-1-4-2

(略)

Ⅱ-1-4-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第97条第12号及び施行規則第231条第1項第21号（信用事業を行う組合については、法第97条第12号並びに、施行規則第231条第1項第21号及び信用事業命令第58条第1項第15号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道にあっては経営局長）あて報告するよう求めるものとする。なお、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局においては、報告の内容について協同組織課に速やかに情報提供するものとする。

(2)・(3) (略)

Ⅱ-1-5 反社会的勢力による被害の防止

(略)

Ⅱ-1-6 個人情報保護対応

Ⅱ-1-6-1 意義

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

個人情報取扱事業者である農事組合法人については、組合に準じて指導する。また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。

なお、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ-3-2-3、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ-4-7についても参照する。

Ⅱ-1-6-2 主な着眼点

個人情報保護の対応については、保護法等ガイドラインや他の分野に関するガイドラインに基づき検証するが、例えば以下の着眼点が挙げられる。

(1) 個人データ等の漏えい等の防止その他個人データ等の安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられているか。

特に、個人データ等の取扱責任者の設置及び責任の明確化等により、組織体制が整備されているか。

(2) 職員に個人データ等を取り扱わせるに当たって、個人データ等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。

(3) 個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行っているか。

(4) (略)

Ⅱ-1-6-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

組合は、個人データ等の漏えい等の事案が発生した場合等には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定及び関連通知等により、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告するよう努めることとされているが、都道府県知事は当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局等宛て報告するものとする。

個人情報取扱事業者である農事組合法人については、組合に準じて指導する。また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。

なお、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ-3-2-3、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ-4-7についても参照する。

Ⅱ-1-6-2 主な着眼点

個人情報保護の対応については、保護法ガイドラインや他の分野に関するガイドラインに基づき検証するが、例えば以下の着眼点が挙げられる。

(1) 個人データの漏えい等の防止その他個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられているか。

特に、個人データの取扱責任者の設置及び責任の明確化 などにより、組織体制が整備されているか。

(2) 職員に個人データを取り扱わせるに当たって、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。

(3) 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行っているか。

(4) (略)

Ⅱ-1-6-3 監督手法・対応

(1) 行政庁への報告

組合は、個人データの漏えい等の事案が発生した場合等には、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）の規定及び関連通知等により、事実関係及び再発防止策等について、速やかに、農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあっては、都道府県知事）に報告するよう努めることとされているが、都道府県知事に対しては当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月20日までに地方農政局等宛て報告するものとする。

ただし、①漏えいした個人情報の量が多い事案（おおむね500件以上）、②機微情報が漏えいしている等二次被害の可能性がある事案、③特定個人情報が漏えいした事案、④類似事案の発生する可能性が大きい事案、⑤公表予定の事案については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第21条第2項に基づき、農林水産大臣が自ら個人情報保護法第40条第1項に規定する検査等事務を行うこと又は個人情報保護法第45条に基づいて農林水産大臣が行う個人情報保護委員会への請求について検討する必要があることから、こうした事案が発生した場合については、速やかに都道府県知事から地方農政局等に対して報告するよう要請するものとする。特に③については、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）に定める重大な事態に該当する場合は、個人情報保護委員会に直ちに報告する必要があるため、都道府県知事から地方農政局等に対して直ちに報告するよう要請するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課 宛てに報告するものとする。

なお、個人情報保護法施行令第21条第1項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第40条第1項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報保護法施行令第21条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

（関連通知等）

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」（令和3年4月1日付け個情第259号 個人情報保護委員会委員長通知）
- ・ 「個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応について（通知）」（平成29年5月30日付け個情第774号 個人情報保護委員会事務局長）
- ・ 「個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応における留意事項について」（平成29年5月30日付け個人情報保護委員会事務局参事官）
- ・ 事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領」（平成29年5月25日付け29広第66号大臣官房広報評価課長通知）

ただし、①漏えいした個人情報の量が多い事案（おおむね500件以上）、②機微情報が漏えいしているなど二次被害の可能性がある事案、③類似事案の発生する可能性が大きい事案については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第21条第2項に基づき、農林水産大臣が自ら個人情報保護法第40条第1項に規定する検査等事務を行うこと や、個人情報保護法第45条に基づいて農林水産大臣が行う個人情報保護委員会への請求について検討する必要があることから、こうした事案が発生した場合については、速やかに都道府県知事から地方農政局等に対して報告するよう要請するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課 へてに報告するものとする。

なお、個人情報保護法施行令第21条第1項の規定により、都道府県知事が個人情報保護法第40条第1項に規定する検査等事務を行った場合における個人情報保護法施行令第21条第3項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

（関連通知等）

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」（平成29年5月30日付け個情第763号 個人情報保護委員会委員長通知）
 - ・ 「個人データ等の漏えい等事案が発生した場合の対応について（通知）」（平成29年5月30日付け個情第774号 個人情報保護委員会事務局長）
 - ・ 「個人データ等の漏えい等事案が発生した場合の対応における留意事項について」（平成29年5月30日付け個人情報保護委員会事務局参事官）
- （新設）
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴収等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人情報又は特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応要領」（平成29年5月25日付け29広第66号大臣官房広報評価課長通知）

(2) (略)

II-1-7 組合員に対する説明態勢等の整備

II-1-7-1 意義

(略)

II-1-7-2 主な着眼点

(1) 組合員に対する必要な情報の提供

① 組合員に対して説明等を行う際には、総会での説明等にとどまらず、生産部会等の組合員組織等を活用して、組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等を説明するとともに、対象となる組合員に対し、以下の情報を分かりやすく提供等をするを促すものとする。

ア 組合と取引を行うに当たっての契約書締結の要否及び契約の内容

イ 米穀等の共同計算全体についての運営ルール及び共同計算の収支結果、生産者手取額等の共同計算運営に係る情報

なお、米穀等の共同計算については、概算金の設定や費用の控除などについて、農家への所得補償などの交付金との関係で、誤解を与えることがないよう、組合員に対して十分に情報提供をすることが重要であることに留意する必要がある。

②～⑥ (略)

(2) (略)

II-1-7-3 監督手法・対応

(略)

II-1-8 ITによるシステム

(略)

II-2 財務の健全性・透明性

自己資本基準（施行令第29条第1項に規定する自己資本の基準をいう。以下同じ。）は、出資組合（以下II-2において「組合」という。）の資産構成の適正化を図り、財務面での安全性を高めるため、過度の固定資産投資を抑制するとともに、自己資本の維持・拡充に努めさせようとするものである。返済期限が短期の資金を原資に多額の固定資産投資を行えば、資金が固定化し、資金繰りに支障を来す

(2) (略)

II-1-7 組合員に対する説明態勢等の整備

II-1-7-1 意義

(略)

II-1-7-2 主な着眼点

(1) 組合員に対する必要な情報の提供

① 組合員に対して説明等を行う際には、総会での説明等にとどまらず、生産部会などの組合員組織などを活用して、組合の事業計画及び事業方針を説明するとともに、対象となる組合員に対し、以下の情報を分かりやすく提供等をするを促すものとする。

ア 組合と取引を行うに当たっての契約書締結の要否及び契約の内容

イ 米穀等の共同計算全体についての運営ルール及び共同計算の収支結果、生産者手取額等の共同計算運営に係る情報

なお、米穀等の共同計算については、概算金の設定や費用の控除などについて、農家への所得補償などの交付金との関係で、誤解を与えることがないよう、組合員に対して十分に情報提供をすることが重要であることに留意する必要がある。

②～⑥ (略)

(2) (略)

II-1-7-3 監督手法・対応

(略)

II-1-8 ITによるシステム

(略)

II-2 財務の健全性・透明性

自己資本基準（施行令第29条第1項に規定する自己資本の基準をいう。以下同じ。）は、出資組合（以下II-2において「組合」という。）の資産構成の適正化を図り、財務面での安全性を高めるため、過度の固定資産投資を抑制するとともに、自己資本の維持・拡充に努めさせようとするものである。返済期限が短期の資金を原資に多額の固定資産投資を行えば、資金が固定化し、資金繰りに支障を来す

おそれがある。このため、当該基準では、固定資産や外部出資という回収に長期間を要する資金投下について、返済期限が長期の借入金や返済不要の自己資本を充てることを義務付けている。

自己資本基準は組合が財務の処理を適正ならしめるための基準を定めたものであり、組合においてはこの基準を満たしつつその財産的基礎をより強固にするための取組が求められる。

このようにして財務の健全性が確保されて初めて経営の自主性が確保され、組合員に対して最大の奉仕をするという組合本来の使命も果たし得ることに留意する必要がある。

一方、現実には、単年度では健全な経営を維持しながらも大規模な施設整備等により一時的に自己資本基準が基準を下回る組合も見られるところである。このような自己資本基準を満たしていない組合に対しては、財務改善計画を策定させて計画的かつ自己資本基準の水準に応じて段階的にきめ細かく経営改善の指導等を行うことにより、できるだけ早期に自己資本基準を回復させることとする。

なお、現在、違反していない組合に対しても、将来、基準を下回ることが見込まれる場合には、自己資本基準を満たさない状況に陥らないことを目指して、早期の取組を促すことにより財務の健全性を確保することとする。

Ⅱ-2-1 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導

Ⅱ-2-1-1 意義

(略)

Ⅱ-2-1-2 監督手法・対応

(1) 法第93条第1項に基づく報告徴求命令の発出

オフサイト・モニタリングや検査の結果により、組合の自己資本基準充足率（施行令第29条第1項の自己資本の額の同項第1号の固定資産の額及び第2号の払込済出資金の額の合計額に対する充足割合をいう。以下同じ。）が100%に達していないと認められる場合は、法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、改善計画の提出を求める（別紙様式2-1参照）。

なお、厚生連については、決算期ごとに将来の収支見通しを盛り込んだ改善計画の提出を求める（別紙様式2-2参照）。

改善計画については、以下に示す区分を踏まえ、より実効性・現実性のある計画になっているかを検証するものとする。

おそれがある。このため、当該基準では、固定資産や外部出資という回収に長期間を要する資金投下について、返済期限が長期の借入金や返済不要の自己資本を充てることを義務付けている。

自己資本基準は組合が財務の処理を適正ならしめるための基準を定めたものであり、組合においてはこの基準を満たしつつその財産的基礎をより強固にするための取組が求められる。

このようにして財務の健全性が確保されて初めて経営の自主性が確保され、組合員に対して最大の奉仕をするという組合本来の使命も果たし得ることに留意する必要がある。

一方、現実には、単年度では健全な経営を維持しながらも大規模な施設整備等により一時的に自己資本基準が基準を下回る組合も見られるところである。このような自己資本基準を満たしていない組合に対しては、経営改善計画を策定させて計画的に、かつ自己資本基準の水準に応じて段階的にきめ細かく経営改善の指導等を行うことにより、できるだけ早期に自己資本基準を回復させることとする。

なお、現在、違反していない組合に対しても、将来、基準を下回ることが見込まれる場合には、自己資本基準を満たさない状況に陥らないことを目指して、早期の取組を促すことにより財務の健全性を確保することとする。

Ⅱ-2-1 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導

Ⅱ-2-1-1 意義

(略)

Ⅱ-2-1-2 監督手法・対応

(1) 法第93条第1項に基づく報告徴求命令の発出

オフサイト・モニタリングや検査の結果により、組合の自己資本基準充足率（施行令第29条第1項の自己資本の額の同項第1号の固定資産の額及び第2号の払込済出資金の額の合計額に対する充足割合をいう。以下同じ。）が100%に達していないと認められる場合は、法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出し、改善計画の提出を求める。（改善計画の様式については、別紙様式2-1を参照、厚生連は別紙様式2-2を参照。）。

改善計画については、以下に示す区分を踏まえ、より実効性・現実性のある計画になっているかを検証するものとする。

この対応は、組合の財務内容を着実に改善させることを目的とするものであることから、各組合の個別の事情や組合の行う事業の特性等を踏まえ、画一的な取扱いにならないよう留意するものとする。

(略)

(2) (略)

(3) 組合の自己資本基準充足率の区分及びこれに応じた命令

(1) の改善計画を提出した組合が、当該計画期間内に自己資本基準充足率を達成できなかった場合又は(2) のヒアリング等により達成できないことが確実と見込まれる場合において、自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められるときは、次に掲げる組合の自己資本基準充足率の区分に応じ、法第95条第1項に基づき次の事項を命ずることとする。

厚生連については、病院等の固定資産が多額であることから、第1区分から第3区分までの自己資本基準充足率を達成するために合理的と認められる改善計画の達成期間について、他の組合における期間に1年を加えた期間とする。

なお、組合の責に帰することができない事由等が生じた場合には、その影響等を十分踏まえて判断するものとする（「(11) 計画期間の特例」参照）。

区分	自己資本基準充足率	内容
第1区分	80%以上100%未満	原則として2年以内(厚生連については3年以内)に自己資本基準充足率100%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び年度ごとの進捗状況の報告
第2区分	50%以上80%未満	原則として2年以内(厚生連については3年以内)に自己資本基準充足率80%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び半期ごとの進捗状況の報告

この対応は、組合の財務内容を着実に改善させることを目的とするものであることから、各組合の個別の事情や組合の行う事業の特性等を踏まえ、画一的な取扱いにならないよう留意するものとする。

(略)

(2) (略)

(3) 組合の自己資本基準充足率の区分及びこれに応じた命令

(1) の改善計画を提出した組合が、当該計画期間内に自己資本基準充足率を達成できなかった場合又は(2) のヒアリング等により達成できないことが確実と見込まれる場合において、自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められるときは、次に掲げる組合の自己資本基準充足率の区分に応じ、法第95条第1項に基づき次の事項を命ずることとする。

なお、一組合の責に帰することができない事由等が生じた場合には、その影響等を十分踏まえて判断するものとする（「(11) 計画期間の特例」参照）

区分	自己資本基準充足率	内容
第1区分	80%以上100%未満	原則として2年以内に自己資本基準充足率100%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び年度ごとの進捗状況の報告
第2区分	50%以上80%未満	原則として2年以内に自己資本基準充足率80%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び半期ごとの進捗状況の報告

第3区分	0%以上50%未満	<p>原則として1年以内(厚生連については2年以内)に自己資本基準充足率50%の達成に資する次の措置の実施及び四半期ごとの進捗状況の報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合の自己資本を充実するために合理的に認められる改善計画の提出及び実行 2 配当及び役員賞与の禁止 3 不稼働又は業務外の資産の売却等資産の圧縮 4 補改修以外の固定資産の取得の抑制 5 恒常的赤字事業の収支改善方策の策定・実践 6 その他行政庁が必要と認める措置
第4区分	0%未満	<p>速やかに自己資本基準充足率0%の達成に資する次の措置のうち1若しくは2のいずれか又は両方の措置の実行及び四半期ごとの進捗状況の報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己資本の充実 2 事業の縮小又は廃止を伴う固定資産の売却・子会社等の株式の処分 3 その他行政庁が必要と認める措置

(4) 第1区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率100%を達成するために合理的と認められる改善計画」とは次の項目のうち、①の項目及び②から⑤までの項目を概ね満たすものをいう。

- ① 原則として2年以内(厚生連については3年以内)に自己資本基準充足率が100%以上の水準を達成すること
- ②～⑥ (略)

(5) 第2区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率80%を達成するための合理的と認められる改善計画」とは次の項目をすべて満たすものをいう。

第3区分	0%以上50%未満	<p>原則として1年以内に自己資本基準充足率50%の達成に資する次の措置の実施及び四半期ごとの進捗状況の報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組合の自己資本を充実するために合理的に認められる改善計画の提出及び実行 2 配当及び役員賞与の禁止 3 不稼働又は業務外の資産の売却等資産の圧縮 4 補改修以外の固定資産の取得の抑制 5 恒常的赤字事業の収支改善方策の策定・実践 6 その他行政庁が必要と認める措置
第4区分	0%未満	<p>速やかに自己資本基準充足率0%の達成に資する次の措置のうち1若しくは2のいずれか又は両方の措置の実行及び四半期ごとの進捗状況の報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自己資本の充実 2 事業の縮小又は廃止を伴う固定資産の売却・子会社等の株式の処分 3 その他行政庁が必要と認める措置

(4) 第1区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率100%を達成するために合理的と認められる改善計画」とは次の項目のうち、①の項目及び②から⑤までの項目を概ね満たすものをいう。

- ① 原則として2年以内に自己資本基準充足率が100%以上の水準を達成すること
- ②～⑥ (略)

(5) 第2区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率80%を達成するための合理的と認められる改善計画」とは次の項目をすべて満たすものをいう。

① 原則として2年以内（厚生連については3年以内）に自己資本基準充足率が80%以上の水準を達成すること。

② （4）②から⑥までの内容を満たすものであること。

（6）（略）

（7）第3区分に係る措置の内容

「自己資本基準充足率50%の達成に資する」措置とは、原則として1年以内（厚生連については2年以内）に自己資本基準充足率が50%以上の水準を達成するための措置として、（3）の表に掲げる措置の内容の欄に記載された1から6の事項の実施を命ずるものとする。

なお、厚生連について、自己資本基準が50%未満となっている要因が特定の病院等に起因するものであって、厚生連の経営の存続が危ぶまれる程度の影響が生じると見込まれる場合において、当該病院等について次の要件のすべてに該当するときは、措置の内容の欄の6の措置として、当該病院等の規模の縮小、存続のあり方（指定管理者となる場合を含む。）等の検討を命ずるものとする。

① 地方公共団体等からの支援が見込めないこと

② 会員からの増資等が見込めないこと

（8）～（11）（略）

Ⅱ-2-2 早期指導

（略）

Ⅱ-3 事業実施体制

（略）

Ⅱ-3-2 販売・購買事業

Ⅱ-3-2-1 意義

組合がその事業を通じて、組合員の農業所得の増大を図るためには、販売事業を通じた安定的かつ収益性の高い販売ルートの確保や、購買事業を通じた農業生産資材の流通の合理化等による農業生産コストの縮減が重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

また、販売事業や購買事業における手数料や価格の設定又は変更については、これら事業を行うために必要な経費や事業における投資及びリスクに備える財源を補

① 原則として2年以内に自己資本基準充足率が80%以上の水準を達成すること。

② （4）②から⑥の内容を満たすものであること。

（6）（略）

（7）第3区分に係る措置の内容

「自己資本基準充足率50%の達成に資する」措置とは、原則として1年以内に自己資本基準充足率が50%以上の水準を達成するための措置として、（3）の表に掲げる措置の内容の欄に記載された1から6の事項の実施を命ずるものとする。

なお、厚生連について、自己資本基準が50%未満となっている要因が特定の病院等に起因するものであって、厚生連の経営の存続が危ぶまれる程度の影響が生じると見込まれる場合において、当該病院等について次の要件のすべてに該当するときは、措置の内容の欄の6の措置として、当該病院等の規模の縮小、存続のあり方（指定管理者となる場合を含む。）等の検討を命ずるものとする。

① 地方公共団体等からの支援が見込めないこと

② 会員からの増資等が見込めないこと

（8）～（11）（略）

Ⅱ-2-2 早期指導

（略）

Ⅱ-3 事業実施体制

（略）

Ⅱ-3-2 販売・購買事業

Ⅱ-3-2-1 意義

組合がその事業を通じて、組合員の農業所得の増大を図るためには、販売事業を通じた安定的かつ収益性の高い販売ルートの確保や、購買事業を通じた農業生産資材の流通の合理化等による農業生産コストの縮減が重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

うものである一方で、組合員が負担するものとして、その算定根拠の合理性等を確保する必要がある。

販売・購買事業は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-2-2 主な着眼点

(1) (略)

(2) 販売・購買事業に関する契約等

- ① 販売・購買事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。
- ④ 手数料を設定又は変更する場合若しくは手数料の算定の基礎となる価格や取引の形態等が大きく変化しているにもかかわらず手数料を変更しない場合には、算定の根拠等について組合員に対して説明を行っているか。
- ⑤ 多様なサービスの提供に向け、大口利用者に対する対応の差別化など取引の量や形態に応じて価格、手数料、運賃等の取引条件に差を設ける際に、当該取引条件について組合員に対して説明を行っているか。

(削る)

(3)・(4) (略)

(5) 事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

- ① 例えば、
 - ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
 - イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
 - ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないこ

販売・購買事業は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

II-3-2-2 主な着眼点

(1) (略)

(2) 販売・購買事業に関する契約等

- ① 販売・購買事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
 - ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
 - ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を收受していないか。
(新設)
- (新設)

(3) 組合員に選択される多様なサービスの提供

- ① 大口利用者に対する対応の差別化などを行っている場合、その差別等について合理的な説明ができる内容となっているか。
- ② 当該取組について、事業計画等に明確化するなど他の組合員などに対して十分な説明を行っているか。

(4)・(5) (略)

(6) 事業の利用強制及び独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、
 - ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
 - イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
 - ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないこ

とを理由として共同利用施設の利用を制限すること
など、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。

- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。
- ③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

Ⅱ-3-2-3 監督手法・対応

(略)

Ⅱ-3-3・Ⅱ-3-4

(略)

Ⅱ-3-5 医療・福祉事業

Ⅱ-3-5-1・Ⅱ-3-5-2

(略)

Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応

(1) (略)

(2) 決算・決算見込みヒアリングにおける留意事項

次の要件のいずれかに該当する厚生連については、決算・決算見込みヒアリングを原則として本省(協同組織課)において直接実施する。

- ① 自己資本基準充足率について、地方農政局等で実施したⅡ-2-1-2(2)の各区分の取組状況に係るヒアリング等の結果、各区分に定められた期間内での達成が困難と見込まれる厚生連
- ② 3事業年度連続の赤字の厚生連(土地の売却益や地方公共団体からの単年度決算に対する支援などにより、一過性の要因による黒字の場合も含む。)
- ③ 不祥事件等が多発(年3件以上)又は重大な不祥事件等(被害額1,000万円以上)が発生した厚生連

とを理由として共同利用施設の利用を制限すること
など、法第10条の2の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為や、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為が行われていないか。
また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成19年4月18日公正取引委員会）」について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。
- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

Ⅱ-3-2-3 監督手法・対応

(略)

Ⅱ-3-3・Ⅱ-3-4

(略)

Ⅱ-3-5 医療・福祉事業

Ⅱ-3-5-1・Ⅱ-3-5-2

(略)

Ⅱ-3-5-3 監督手法・対応

(1) (略)

(2) 決算・決算見込みヒアリングにおける留意事項

次の要件のいずれかに該当する厚生連については、決算・決算見込みヒアリングを原則として本省(協同組織課)において直接実施する。

- ① 自己資本基準充足率について、財務改善計画の計画値と実績値の差が-5ポイント以上の厚生連
- ② 3事業年度連続の赤字の厚生連(土地の売却益や地方公共団体からの単年度決算に対する支援などにより、一過性の要因による黒字の場合も含む。)
- ③ 不祥事件等が多発(年3件以上)又は重大な不祥事件等(被害額1,000万円以上)が発生した厚生連

Ⅱ-3-6～Ⅱ-3-9

(略)

Ⅱ-6 自己改革の実行、継続及び強化

Ⅱ-6-1 自己改革の実行、継続及び強化

- (1) 組合は、農業者の協同組織であり、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応えて農産物の販売等を適切に行い、農業者の所得を向上させることなどを通じて地域農業を発展させていくことが何よりも重要である。
- (2) このため、組合においては、「農業者の協同組織」という原点を踏まえ、担い手をはじめとする農業者と力を合わせて、農産物の販売力強化などを内容とする自己改革に取り組み、組合員たる農業者、特に担い手からみて、その所得向上に向けた経済活動を積極的に行う組織となる必要がある。
- (3) 組合が農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくには、例えば、農産物の販売方法をどうするのか、役員体制をどうするのかなどについて、組合員たる農業者と組合の役職員が徹底した話し合いを行うことが前提となる。また、組合の自己改革については、その進捗状況を点検するとともに、担い手をはじめとする農業者がどのように評価しているのかについても組合が把握し、その取組内容を見直していくことが重要である。
- (4) また、自己改革の取組は組合が自らの意思で実践するものであるが、平成27年改正法に基づく制度改革の趣旨及び内容を踏まえ、組合が今後とも変化する事業環境に適時・適切に対応しながら農業者の所得向上に向けて積極的に経済活動を行う組織となるためには、自律的に自己改革の取組を継続及び強化していくことが重要である。

- (5) 上記を踏まえ、農協は、組合員との徹底した対話を通じて自己改革を継続及び強化し実践していくため、自己改革を実践していくサイクルを構築する必要がある。

そのため、農協は

- ① 自己改革を実践するための具体的な方針(農業者の所得向上につながる売上増加やコスト低減等の取組の内容及びその取組の実績を判断するための適切な指標による数値目標(以下「**所得向上に関するKPI等**」という。)を含む。)

Ⅱ-3-6～Ⅱ-3-9

(略)

Ⅱ-6 自己改革の実行

Ⅱ-6-1 意義

- (1) 組合は、農業者の協同組織であり、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に応えて農産物の販売等を適切に行い、農業者の所得を向上させることなどを通じて地域農業を発展させていくことが何よりも重要である。
- (2) このため、組合においては、「農業者の協同組織」という原点を踏まえ、担い手をはじめとする農業者と力を合わせて、農産物の販売力強化などを内容とする自己改革に取り組み、組合員たる農業者、特に担い手からみて、その所得向上に向けた経済活動を積極的に行う組織となる必要がある。
- (3) 組合が農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくには、例えば、農産物の販売方法をどうするのか、役員体制をどうするのかなどについて、組合員たる農業者と組合の役職員が徹底した話し合いを行うことが前提となる。また、組合の自己改革については、その進捗状況を点検するとともに、担い手をはじめとする農業者がどのように評価しているのかについても組合が把握し、その取組内容を見直していくことが重要である。
- (4) 自己改革の取組は組合が自らの意思で実践するものであるが、平成26年6月に閣議決定された「**日本再興戦略改訂2014**」等において、政府としても「今後、5年間を農協改革集中推進期間と位置付けて自己改革を促す」こととされ、また、この自己改革を円滑に進めるために平成27年改正法が提出された経緯等にかんがみ、行政庁としても、平成27年改正法に基づく制度改革の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、組合の自己改革の実施状況や自己改革に対する農業者の評価を把握することなどを通じて、組合に自己改革の取組を促していく必要がある。

(新設)

(Ⅱ-6-2参照)

② 農協全体及び各事業ごとの中長期の収支シミュレーションを踏まえた事業計画等(Ⅱ-1-1参照)

③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針(Ⅱ-7参照)

を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定し、実践する。

また、毎年、自己改革の実績、取組状況等について、上記の方針等との比較及び分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、事業計画等への反映や上記方針等の修正等を行う。

上記の一連のプロセスを毎年継続して実施していく必要がある。

Ⅱ-6-2 自己改革を実践するための具体的な方針の策定と実践サイクルの構築

(新設)

Ⅱ-6-2-1 意義

(1) 農協が自己改革の取組により農業者の所得向上を実現するには、組合員との徹底的な話し合いを通じて把握した意向を踏まえ、自己改革を実践するとともに、その取組が現に農業者の所得向上の実現に繋がっているか等、取組の実績や効果を測定及び分析し、組合員の評価等を踏まえ取組内容の見直し及び改善を図るとい
う、自己改革を実践していくサイクルを構築することが重要である。

(2) この際、信用事業を始めとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、信用事業に過度に依存するのではなく、**経済事業の黒字化を図ることも**目指し、農協は、自己改革として農業者の所得向上のために行う取組について、それぞれの取組に関する具体的な数値目標及び当該目標の達成までの工程等を設定し、これらを自己改革を実践するための具体的な方針として定め、これを総会において決定し、組合員を中心とした自律的な自己改革の実践サイクルが確保されるように進めることが重要である。

(3) 上記の方針を策定するに当たっては、生産資材の有利調達、物流の効率化等、農協と連合会との連携によって実現が図られる取組もあることから、連合会の助言や支援が重要である。連合会自らも生産資材の有利調達、輸出等の改革に取り組み、また、農協との連携を通じて農業者の所得向上に寄与する必要がある。

Ⅱ-6-2-2 主な着眼点

(1) 農協において、集落座談会や地区別協議会などの会合や組合員組織である生産部会、戸別訪問の機会等の活用により、役職員が組合員たる農業者、特に担い手

Ⅱ-6-2 主な着眼点

(1) 組合員たる農業者、特に担い手と、組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革の具体的な取組内容を検討し、実践しているか。

<p>と徹底的な対話を行い、農業者の所得向上のための具体的な取組内容を検討しているか。</p>	
<p>(2) 上記(1)の所得向上のための具体的な取組内容は、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、所得向上に関する KPI 等を設定し、それぞれの取組の工程等と併せ、自己改革を実践するための具体的な方針を策定し、総会で決定しているか。</p> <p>※ 事業環境とは、管内の主な農畜産物や栽培・飼養形態、生産規模、収穫時期、組合員の状況（主業・兼業別戸数や年齢構成、経営規模等）地理的状況（平地・中山間農業地域、都市的地域等）、物流の状況等のほか、組合の有する施設、人的資源、財務状況等も含まれるものと考えられる。</p> <p>※ 数値目標は、例えば、銘柄集約資材の取扱量や買取販売数量の販売単価等、農業者の所得向上につながる取組の実績が定量的に測定できる指標を用いるものとし、単に、検討会の開催回数など所得向上の効果の関係性が測定困難なものは適さないことに留意する。</p> <p>※ 所得向上に関する KPI 等の設定は、画一的・統一的に設定されるものではなく、組合員の意見等を踏まえ、農協の管内全域又は地域ごとの事業環境や農業者の所得を向上する上での課題等を分析の上、農協として必要とする取組を決定していること、その取組に対して農協内の実践体制や工程、取組期間等を考慮した実践的かつ実効的な数値目標を設定していること等、質の高いものとするに留意する。</p>	<p>(2) 自己改革の進捗状況について点検するとともに、担い手をはじめとする農業者が自己改革の取組をどのように評価しているのかを把握し、取組内容について必要に応じて見直しを行っているか。</p>
<p>(3) 当該方針において当事業年度中に取り組むこととした内容を、当事業年度に係る事業計画等に適切に反映し実践しているか。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(4) 毎事業年度、当該方針に基づき実践した取組における実績、取組状況等を、所得向上に関する KPI 等と照らして比較及び分析し、その内容をわかりやすく資料にまとめ組合員に丁寧に説明しているか。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) 上記(4)の説明によって得られた、取組に対する組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、次期の事業計画等への反映や自己改革を実践するための具体的な方針の修正等を行っているか。</p> <p>※ 当該方針に盛り込んだ所得向上に関する KPI 等のうち、その取組期間が複数年にまたがるものについても、各事業年度においてその取組状況等を点検及び分析し、組合員の評価等を踏まえ必要に応じて取組内容の見直し等を行うことが求められる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) また、連合会においては、農協が自己改革を実践するための具体的な方針を策</p>	<p>(新設)</p>

定するに当たって、例えば、連合会として農協に提供・連携可能な取組の提示や助言、優良事例の横展開等を図るとともに、生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革に連携して取り組み、これらを通じて農協が積極的に自己改革に取り組むための支援等を行うための仕組みを構築しているか。

II-6-2-3 監督手法・対応

- (1) 自己改革を実践するための具体的な方針について事業計画書と併せ提出を求めるとともに、自己改革の実績等については業務報告書のほか、組合員に示した取組の実績や取組状況等に関する資料を求め、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各農協の自己改革の取組の進捗状況等を把握する。農協における取組の加速化、見直し等が求められる場合には、自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。また、他の農協の参考となる取組についてはこれを広く周知する。
- (2) 行政庁としても、必要に応じて、担い手等が農協の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて調査し、必要がある場合には、農協に取組の改善を促す。

II-7 組合員の事業利用

II-7-1 意義

- (1) 組合は、その事業を通じて、准組合員を含め、組合員に最大の奉仕をすることが求められている（法第7条第1項）。また、准組合員制度は、地域に居住する住民等についても農協の事業を組合員として利用する途を開くために設けられているものであり、地域社会において、農協が、實際上、地域のインフラとしての役割や事業運営の安定化を通じて正組合員へのサービス確保につながる側面を持っており、組合の事業とその運営に対する准組合員の意見・要望等（以下「准組合員の意見等」という。）を把握することも重要である。

しかしながら、農協はあくまでも農業者の協同組織であり、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員である農業者へのサービスが疎かになってはならない。

II-6-3 監督手法・対応

- (1) 上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の自己改革の取組状況を把握し、自己改革の具体的な取組が見られない場合にはその取組を促すほか、他の組合の参考となる取組についてはこれを広く周知する。
- (2) 行政庁としても、担い手等が組合の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて定期的に調査し、必要がある場合には、組合に取組の改善を促す。

II-7 正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況等の調査

組合は、その事業を通じて、准組合員を含め、組合員に最大の奉仕をすることが求められている（法第7条第1項）。また、准組合員制度は、地域に居住する住民等についても農協の事業を組合員として利用する途を開くために設けられているものであり、地域社会において、農協が、實際上、地域のインフラとしての役割を持っていること、また、事業運営の安定化を通じて正組合員へのサービス確保につながる側面を持っていることも事実である。

しかしながら、農協はあくまでも農業者の協同組織であり、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員である農業者へのサービスが疎かになってはならない。

このため、平成27年改正法附則第51条第3項では、「政府は、准組合員の組合の事業の利用に関する規制の在り方について、施行日から5年を経過する日までの間、正組合員及び准組合員の組合の事業の利用の状況並びに改革の実施状況についての調査を行い、検討を加えて、結論を得るものとする。」とされており、組合に対して

は、この調査の趣旨、必要性等を十分説明した上で、調査への協力を求めていくものとする。

(新設)

(2) このため、農協は、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立ちつつ、准組合員の意見等を把握し、自己改革の支障とならないよう組合員の判断に基づき事業運営に反映していく仕組みを明確化するため、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を定めることが重要である。

II-7-2 主な着眼点

(新設)

(1) 地域の実情に応じ、組合員との話し合い、アンケート調査、集落座談会等により准組合員の意見等を把握し、事業運営に反映させる仕組みを構築しているか。また、農業者の所得向上を図る観点から、農協における准組合員の位置付け及び今後の准組合員に対する事業利用の在り方等を検討しているか。

※ 意見等の把握の手法については、他の農協において実施されている取組も参考にしながら、より農協の実情に沿った取組となるよう検討されていることが望ましい。

(2) 農協は、正組合員、准組合員又は員外の資格別に事業利用の状況を具体的に把握し、組合員に当該状況を説明するとともに、組合員との徹底的な対話を行うことにより意見等を把握した上で、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定し、総会で決定しているか。

※ 具体的な事業利用の状況については、協同組織課が実施した「組合員の資格別の事業利用量に関する調査」も参考に、信用事業のうち貯金・貸出、共済事業、購買事業（生産資材、生活物資及びガソリンスタンドの供給高）について、原則として定期的に把握することが望ましい。

(3) 当該方針において当事業年度中に取り組むこととした内容を、当事業年度に係る事業計画等に適切に反映し実践しているか。

(4) 事業年度ごとに、准組合員の意見等の把握、事業利用の状況等について当該方針と照らして分析した内容を組合員に丁寧に説明しているか。

(5) 上記(4)の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、必要に応じて次期の事業計画等への反映、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針の修正等を行っているか。

II-7-3 監督手法・対応

(1) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針については、事業計画書と併せて提出を求めるとともに、同方針に係る実績については、業務報告書、ヒアリング等により、上記の着眼点を踏まえ各農協の取組の進捗状況を把握する。

農協における取組の加速化、見直し等が求められる場合には、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。また、他の農協の参考となる取組についてはこれを広く周知する。

(2) 行政庁としても、必要に応じて、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針が組合員の判断に基づき決定されているか等について調査し、必要がある場合には、農協に取組の改善を促す。

(新設)

III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

III-2-1 組合の組織

III-2-1-1～III-2-1-6

(略)

III-2-1-7 役員等

III-2-1-7-1 女性役員の登用について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）においては、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、女性の農協役員への登用について、

- ア 女性役員が登用されていない組織数を令和7年度までに0（ゼロ）にする
- イ 役員に占める女性の割合を早期に10%、令和7年度までに15%を目指す

等の成果目標が定められ、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進することとされたところである。当該成果目標の達成等のため、「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」（令和3年8月19日付け3経営第1361号・3農振第1290号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）において以下の取組を促すとともに、①の目標の設定状況、取組計画の策定状況及び女性役員の登用実績について、毎年調査・公表することとしているところである。

- ① 各農協においては、役員に占める女性割合の目標を設定するとともに、女性役員の登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進する
- ② 各都道府県においては、都道府県内の役員の総数に占める女性割合の目標を

III-2 法令等に係る事務処理上の留意事項

III-2-1 組合の組織

III-2-1-1～III-2-1-6

(略)

III-2-1-7 役員等

III-2-1-7-1 女性役員の登用について

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づく「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）においては、農山漁村における基幹的農業従事者の4割を女性が占めていること、また、6次産業化の進展に伴い女性の役割の重要性がますます高まっていることを踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画拡大を促進する観点から、女性の農協役員等への登用について、

- ア 女性役員が登用されていない組織数を平成32年度までに0（ゼロ）にする
- イ 役員に占める女性の割合を早期に10%、平成32年度までに15%を目指すことを成果目標として設定し、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進等が求められており、併せて役員等における女性の登用状況について、定期的なフォローアップを実施することとされている。

<p>設定するとともに、都道府県の女性役員の登用のための取組計画を定めて当該取組を推進する。また、管下の農協に対して、女性役員の登用に向けた目標及び取組計画を定めて積極的な取組を行うよう、働きかける</p> <p>さらに、農協の理事について、「理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮」する旨の規定（法第30条第13項）が法に設けられた趣旨も踏まえ、農協自ら女性役員の登用、女性の総代就任や女性正組合員の加入などを促進し、農協の経営に多様な視点を導入することにより、農協の自己改革の促進が図られるものと考えられる。</p> <p>このため、上記通知の内容を踏まえ、農協の女性役員の登用に向けて次の取組などが行われているかを確認するものとする。</p> <p>ア 役員に占める女性割合の目標及び女性役員の登用のための取組計画が定められていること。また、その目標及び取組計画が農協内で周知されていること。</p> <p>イ 女性役員枠の設置のほか、役員登用に向けた研修等、上記アの目標の達成に向けた取組が具体的に<u>行われている</u>こと。</p> <p>また、農協の合併に関し、男女共同参画の趣旨を踏まえ、合併によって役員に占める女性割合の低下することのないこと等についても、確認するものとする。</p>	<p>さらに、平成27年改正法においては、農協の理事について、青年や女性も積極的に登用する観点から、「理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮」する旨の規定が法に設けられたところである（法第30条第13項）。</p> <p>このように我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入ったところであり、また、農協における女性役員の登用、女性の総代就任や女性正組合員の加入などを促進し、農協の経営に多様な視点を導入することにより、農協の改革が促進されるものと考えられることから、農協における女性の役員への就任が促進されるよう指導するものとし、農協において、例えば次のような取組を行っているかを確認するものとする。</p> <p>ア 女性役員の登用など男女共同参画に関する具体的な目標が定められているか。</p> <p>イ 上記アの目標の達成に向けた取組が行われているか。</p>
<p>Ⅲ-2-1-7-2～Ⅲ-2-1-7-4 (略)</p> <p>Ⅶ 組織変更後連合会の監督上の留意点 (削る)</p> <p>Ⅶ-1 監督上の評価項目</p>	<p>Ⅲ-2-1-7-2～Ⅲ-2-1-7-4 (略)</p> <p>Ⅶ 組織変更後連合会 <u>及び存続中央会</u> の監督上の留意点</p> <p>Ⅶ-1 存続中央会に対する旧監督指針の効力</p> <p>存続中央会については、平成28年4月1日付け27経営第3376号経営局長通知の規定による変更前の規定は、存続中央会が解散した場合又は平成27年改正法附則第27条第1項の規定により解散したものとみなされた場合にあつてはその清算結了の登記の時、平成27年改正法附則第12条又は第21条の規定による組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間は、なおその効力を有するものとする。</p> <p>Ⅶ-2 監督上の評価項目</p>

Ⅶ-1-1～Ⅶ-1-3

(略)

Ⅶ-2 事務処理上の留意点

Ⅶ-2-1 監査規程の認可

平成 27 年改正法附則第 20 条第 1 項の規定に基づく監査規程の変更の認可申請書若しくは同条第 2 項の規定に基づく監査規程の変更又は廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(削る)

(1) 変更認可申請書類

- ① 監査規程変更認可申請書（様式については、別紙様式 20 を参照。）
- ②～⑤ (略)

(2) 変更に係る届出

- ① 監査規程変更届（様式については、別紙様式 21 を参照。）
- ②～⑤ (略)

(3) 廃止に係る届出

- ① 監査規程廃止届（様式については、別紙様式 22 を参照）
- ②・③ (略)

(削る)

Ⅶ-2-1～Ⅶ-2-3

(略)

Ⅶ-3 事務処理上の留意点

Ⅶ-3-1 監査規程の認可

平成 27 年改正法附則第 14 条第 1 項の規定に基づく組織変更の認可と併せて行う監査規程の設定の認可申請書、平成 27 年改正法附則第 20 条第 1 項の規定に基づく監査規程の変更の認可申請書又は同条第 2 項の規定に基づく監査規程の変更又は廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。その際、申請書類の提出先は、(1) については協同組織課、(2) から (4) までについては所管農政局等とする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

(1) 設定認可申請書類

- ① 監査規程認可申請書（様式については、別紙様式 20 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 監査規程全文

(2) 変更認可申請書類

- ① 監査規程変更認可申請書（様式については、別紙様式 21 を参照。）
- ②～⑤ (略)

(3) 変更に係る届出

- ① 監査規程変更届（様式については、別紙様式 22 を参照。）
- ②～⑤ (略)

(4) 廃止に係る届出

- ① 監査規程廃止届（様式については、別紙様式 23 を参照）
- ②・③ (略)

Ⅶ-3-2 農業協同組合連合会への組織変更

(1) 申請書類

平成 27 年改正法附則第 14 条第 1 項の規定に基づく連合会への組織変更の認可に係る申請書の受理に当たっては、施行規則第 239 条の規定に基づき、次の

書類の提出を求めることとする。その際、申請書類の提出先は協同組織課とする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、平成 27 年改正法附則第 14 条第 2 項において準用する法第 59 条第 2 項の規定により申請者に対して組織変更に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、必要に応じ当該報告書を求めることとする。

① 組織変更後連合会において監査事業を行う場合

ア 組織変更認可申請書

イ 組織変更計画

ウ 組織変更後連合会の事業計画

エ VII-3-1 (1) に規定する監査規程の設定認可申請書類

② 組織変更後連合会において監査事業を行わない場合

ア 組織変更認可申請書

イ 組織変更計画

ウ 組織変更後連合会の事業計画

(2) 審査要領

連合会への組織変更の認可を行う場合は、III-2-1-1-2 (1) の設立に係る認可の審査要領に準ずるほか、以下の事項について適正な内容となっているか審査するものとする。

① 会員の意思反映が適正に行われたか。

② 組織変更計画に定める組織変更後連合会の定款記載事項は、法第 28 条に規定する事項がすべて網羅されているか。

③ 組織変更計画は、平成 27 年改正法附則第 13 条第 4 項に規定する内容となっているか。

④ 組織変更計画に定める組織変更後連合会の事業は、平成 27 年改正法附則第 13 条第 5 項に掲げる事業をその全部又は一部としているか。

⑤ 平成 27 年改正法附則第 18 条の規定により名称中に農業協同組合連合会という文字に代えて農業協同組合中央会という文字を用いることとしている場合は、組織変更後連合会の定款の内容が施行規則第 240 条に規定する要件を満たしているか。

⑥ 平成 27 年改正法附則第 13 条に基づく手続が行われているか。

別添 2 標準処理期間

(略)

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処分案	標準処理期間
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> 第 202 条第 7 項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 第 206 条第 2 項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認 第 232 条第 5 項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認 (削る) (削る)	1 月

別添 3 別紙様式・記載例・定款例集

(略)

<目次>

ページ

<様式>

II-1-4-3~III-2-5-5 (略)

(削る)

VII-2-1	別記様式 20 (監査規程変更の認可)	4 4
VII-2-1	別記様式 21 (監査規程変更の届出)	4 5
VII-2-1	別記様式 22 (監査規程廃止の届出)	4 6

別添 2 標準処理期間

(略)

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処分案	標準処理期間
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> 第 202 条第 7 項の規定による業務報告書の提出の延期の承認 第 206 条第 2 項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認 第 232 条第 5 項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認 第 241 条第 5 項の規定による農業協同組合監査士に関する資格試験の試験科目等の承認 第 241 条第 6 項の規定による組合の監査事業の実務補習に関する事項の承認 	1 月

別添 3 別紙様式・記載例・定款例集

(略)

<目次>

ページ

<様式>

II-1-4-3~III-2-5-5 (略)

VII-3-1	別記様式 20 (監査規程の認可)	4 4
VII-3-1	別記様式 21 (監査規程変更の認可)	4 5
VII-3-1	別記様式 22 (監査規程変更の届出)	4 6
VII-3-1	別記様式 23 (監査規程廃止の届出)	4 7

<参考・定款例>

(略)

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２－２（自己資本基準等改善状況の報告）

(略)

<参考・定款例>

(略)

Ⅱ－２－１－２ 別紙様式２－２（自己資本基準等改善状況の報告）

(略)

(別添資料1)

財務改善計画書

〇〇厚生農業協同組合連合会

1. 財務の状況及び自己資本基準達成年度

(単位：百万円)

	金額	該当区分	区分達成年度
自己資本基準 (自己資本基準充足率)	不足額 (%)	第 区分	令和 年度末

注1 : 区分達成年度は、自己資本基準充足率の区分に応じ、第1区分であれば、3年以内に自己資本充足率を100%以上、第2区分であれば3年以内に80%以上、第3区分であれば2年以内に50%以上、第4区分であれば1年以内に0%以上を達成する年度を記載すること。

注2 : 自己資本基準不足額及び自己資本基準充足率は、直近の決算値（見込み値を含む。）とする。

注3 : 財務改善計画は、上記区分達成年度内に、次の区分達成年度に向けた財務改善計画を再提出すること。

(別添資料1)

財務改善計画書

〇〇厚生農業協同組合連合会

1. 財務の状況及び自己資本基準達成年度

(単位：百万円)

	金額	区分達成年度	達成年度
自己資本基準 (自己資本基準充足率)	不足額 (%)	令和 年度末	令和 年度末

注1 : 区分達成年度は、自己資本基準充足率の区分に応じ、第1区分であれば、3年以内に自己資本充足率を100%以上、第2区分であれば3年以内に80%以上、第3区分であれば2年以内に50%以上、第4区分であれば1年以内に0%以上を達成する年度を記載すること。

注2 : 達成年度は、自己資本基準充足率の区分に応じ、第2区分であれば6年以内に100%以上、第3区分であれば8年以内に100%以上、第4区分であれば9年以内に100%以上を達成する年度を記載すること。

注3 : 自己資本基準不足額及び自己資本基準充足率は、直近年度末の数値とする。

注4 : 財務改善計画は、上記区分達成年度内に、次の区分達成年度に向けた財務改善計画を再提出すること。

2. 自己資本基準の改善目標

(1) 自己資本基準

① 実績(過去5か年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の額 ①					
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②					
設備借入金その他の借入金の額 ③					
リース債務の額 ④					
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤					
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤					
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦					
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧					
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨					
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩					
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩					
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①					
比率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100		%	%	%	%

② 計画(3か年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)
自己資本の額 ①			
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②			
設備借入金その他の借入金の額 ③			
リース債務の額 ④			
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤			
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤			
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦			
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧			
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨			
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩			
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩			
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①			
比率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100		%	%

2. 自己資本基準の改善目標

(1) 自己資本基準

① 実績(過去5か年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の額 ①					
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②					
設備借入金その他の借入金の額 ③					
リース債務の額 ④					
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤					
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤					
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦					
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧					
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨					
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩					
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩					
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①					
比率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100		%	%	%	%

② 計画(5か年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)
自己資本の額 ①					
有形固定資産(減価償却累計額を除く。)及び無形固定資産の額の合計額(資産除去債務相当資産を除く。) ②					
設備借入金その他の借入金の額 ③					
リース債務の額 ④					
土地の再評価差額金及び再評価に係る繰延税金負債の合計額 ⑤					
規制対象固定資産の額 ⑥=②-③-④-⑤					
外部出資の額(外部出資等損失引当金を除く。) ⑦					
うち農業協同組合連合会への払込済出資金 ⑧					
うち農林中央金庫への払込済出資金 ⑨					
うち農業信用基金協会への払込済出資金 ⑩					
規制対象外部出資の額 ⑪=⑦-⑧-⑨-⑩					
自己資本不足額 ⑫=⑥+⑪-①					
比率 ⑬=①/(⑥+⑪)×100		%	%	%	%

2. 自己資本基準の改善目標

(2) 自己資本基準（自己資本の増減、固定資産の増減）

① 実績(過去5カ年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の増減額 (A)					
うち出資金					
うち当期剰余金(損失金)					
うち劣後債務					
規制対象固定資産の増減額 (B)					
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)					
うち固定資産の取得のための借入金 (b)					
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)					
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)					
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)					
(A) - (B)					

② 計画(3カ年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)
自己資本の増減額 (A)			
うち出資金			
うち当期剰余金(損失金)			
うち劣後債務			
規制対象固定資産の増減額 (B)			
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)			
うち固定資産の取得のための借入金 (b)			
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)			
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)			
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)			
(A) - (B)			

(略)

2. 自己資本基準の改善目標

(2) 自己資本基準（自己資本の増減、固定資産の増減）

① 実績(過去5カ年)

(単位:千円)

	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)	〇〇年度 (実績)
自己資本の増減額 (A)					
うち出資金					
うち当期剰余金(損失金)					
うち劣後債務					
規制対象固定資産の増減額 (B)					
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)					
うち固定資産の取得のための借入金 (b)					
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)					
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)					
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)					
(A) - (B)					

② 計画(5カ年)

	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	〇〇年度 (計画)	累計額 (改善期間)
自己資本の増減額 (A)						
うち出資金						
うち当期剰余金(損失金)						
うち劣後債務						
規制対象固定資産の増減額 (B)						
うち固定資産の取得額(帳簿価格(資産除去債務相当資産を除く。)) (a)						
うち固定資産の取得のための借入金 (b)						
規制対象固定資産増加額 (a)-(b)						
うち固定資産の処分額(減価償却累計額及び資産除去債務相当資産を除く。)						
うち償却額(資産除去債務相当資産に係る償却額を除く。)						
(A) - (B)						

(略)

3. 経営・財務計画

(1) 厚生連全体

(単位:人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	厚生連全体					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数						
└─ 外来診療単価(円)						
入院取扱患者延べ数						
└─ 入院診療単価(円)						
病床利用率						
許可病床数						
└─ うち休床数						
診療科数						
└─ うち休診療科数						
常勤医師数						
看護職員数						
医業収益						
保健資材収益						
養成収益						
訪問看護収益						
施設運営収益						
老人福祉事業収益						
その他の事業収益						
事業収益計						
医業費用						
保健資材費用						
養成費用						
訪問看護費用						
施設運営費用						
老人福祉事業費用						
給与費						
研究研修費						
業務費						
設備関係費						
└─ うち減価償却費						
その他の事業費用						
事業費用計						
事業利益						
経常利益						
税引前当期利益						
当期剰余金						

3. 経営・財務計画

(1) 厚生連全体

(単位:人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	厚生連全体					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数						
└─ 外来診療単価(円)						
入院取扱患者延べ数						
└─ 入院診療単価(円)						
病床利用率						
許可病床数						
└─ うち休床数						
診療科数						
└─ うち休診療科数						
常勤医師数						
看護職員数						
医業収益						
保健資材収益						
養成収益						
訪問看護収益						
施設運営収益						
老人福祉事業収益						
その他の事業収益						
事業収益計						
医業費用						
保健資材費用						
養成費用						
訪問看護費用						
施設運営費用						
老人福祉事業費用						
給与費						
研究研修費						
業務費						
設備関係費						
└─ うち減価償却費						
その他の事業費用						
事業費用計						
事業利益						
経常利益						
税引前当期利益						
当期剰余金						

3. 経営・財務計画

(2) 施設別 ○○病院(又は○○診療所等)

(単位:人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	○○病院(又は○○診療所等)					
	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数						
外来診療単価(円)						
入院取扱患者延べ数						
入院診療単価(円)						
病床利用率						
許可病床数						
うち休床数						
診療科数						
うち休診療科数						
常勤医師数						
看護職員数						
医業収益						
保健資材収益						
養成収益						
訪問看護収益						
施設運営収益						
老人福祉事業収益						
その他の事業収益						
事業収益計						
医業費用						
保健資材費用						
養成費用						
訪問看護費用						
施設運営費用						
老人福祉事業費用						
給与費						
研究研修費						
業務費						
設備関係費						
うち減価償却費						
その他の事業費用						
事業費用計						
事業利益						
経常利益						
税引前当期利益						
当期剰余金						

3. 経営・財務計画

(2) 施設別 ○○病院(又は○○診療所等)

(単位:人、床、千円(診療単価のみ円)、%)

項目	○○病院(又は○○診療所等)							
	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値
外来取扱患者延べ数								
外来診療単価(円)								
入院取扱患者延べ数								
入院診療単価(円)								
病床利用率								
許可病床数								
うち休床数								
診療科数								
うち休診療科数								
常勤医師数								
看護職員数								
医業収益								
保健資材収益								
養成収益								
訪問看護収益								
施設運営収益								
老人福祉事業収益								
その他の事業収益								
事業収益計								
医業費用								
保健資材費用								
養成費用								
訪問看護費用								
施設運営費用								
老人福祉事業費用								
給与費								
研究研修費								
業務費								
設備関係費								
うち減価償却費								
その他の事業費用								
事業費用計								
事業利益								
経常利益								
税引前当期利益								
当期剰余金								

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ①総額

(単位:千円)

項目	厚生連全体					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
給与費(人件費)総額						
常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
役員報酬						
うち経営管理委員						
うち理事						
役員退職慰労金						
うち経営管理委員						
うち理事						

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ①総額

(単位:千円)

項目	厚生連全体							
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値
給与費(人件費)総額								
常勤職員給与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
常勤職員賞与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
非常勤職員給与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
非常勤職員賞与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
役員報酬								
うち経営管理委員								
うち理事								
役員退職慰労金								
うち経営管理委員								
うち理事								

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ②1人当たり

(単位:千円)

項目	1人当たり					
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員給与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
非常勤職員賞与						
うち医師						
うち薬剤師						
うち看護職員						
うち医療技術員						
うち事務員						
うちその他						
役員報酬						
うち経営管理委員						
うち理事(常勤)						
うち理事(非常勤)						
役員退職慰労金						
うち経営管理委員						
うち理事(常勤)						
うち理事(非常勤)						

注:常勤の経営管理委員がいる場合は、項目を設け、常勤・非常勤の別がわかるように記入すること。なお、職員兼務理事がいる場合は、項目を設け別に記入すること。

3. 経営・財務計画

(3) 給与費(人件費)内訳 ②1人当たり

(単位:千円)

項目	1人当たり							
	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値
常勤職員給与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
常勤職員賞与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
非常勤職員給与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
非常勤職員賞与								
うち医師								
うち薬剤師								
うち看護職員								
うち医療技術員								
うち事務員								
うちその他								
役員報酬								
うち経営管理委員								
うち理事(常勤)								
うち理事(非常勤)								
役員退職慰労金								
うち経営管理委員								
うち理事(常勤)								
うち理事(非常勤)								

注:常勤の経営管理委員がいる場合は、項目を設け、常勤・非常勤の別がわかるように記入すること。なお、職員兼務理事がいる場合は、項目を設け別に記入すること。

3. 経営・財務計画

(4) 業務費等内訳

(単位:千円)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度																																																																																																																																																																																																																																																
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値																																																																																																																																																																																																																																																
業務費								うち会議費								うち役員会議								うち職員会議								うち接待交際費								うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費							
うち会議費								うち役員会議								うち職員会議								うち接待交際費								うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費															
うち役員会議								うち職員会議								うち接待交際費								うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																							
うち職員会議								うち接待交際費								うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																															
うち接待交際費								うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																							
うち役員支出								うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																															
うち職員支出								うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																							
うち宣伝広告費								うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																															
うち諸会費								うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																							
うち通信費								うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																															
うち印刷・消耗品費								うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																							
うち職員被服費								うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																															
うち図書・研修費								うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																							
うち事務委託費								うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																															
うち旅費交通費								うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																							
うち出張旅費								うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																															
うち交通費								うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																							
うち水道光熱費								うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																															
うち保険料								うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																							
うち賃借料								うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																															
うち福利厚生費								うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																							
うち消耗器具備品								うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																															
うち貸倒損失								施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																							
施設費								うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																															
うち減価償却費								うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																							
うち賃借料								うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																															
うち地代家賃								うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																							
うち修繕費								うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																															
うち機器保守料								うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																							
うち機器設備保険料								うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																															
うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																							

3. 経営・財務計画

(4) 業務費等内訳

(単位:千円)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
業務費										うち会議費										うち役員会議										うち職員会議										うち接待交際費										うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費									
うち会議費										うち役員会議										うち職員会議										うち接待交際費										うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																			
うち役員会議										うち職員会議										うち接待交際費										うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																													
うち職員会議										うち接待交際費										うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																							
うち接待交際費										うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																	
うち役員支出										うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																											
うち職員支出										うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																					
うち宣伝広告費										うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																															
うち諸会費										うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																									
うち通信費										うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																			
うち印刷・消耗品費										うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																													
うち職員被服費										うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																							
うち図書・研修費										うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																	
うち事務委託費										うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																											
うち旅費交通費										うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																					
うち出張旅費										うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																															
うち交通費										うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																									
うち水道光熱費										うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																			
うち保険料										うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																													
うち賃借料										うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																							
うち福利厚生費										うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																	
うち消耗器具備品										うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																											
うち貸倒損失										施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																					
施設費										うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																															
うち減価償却費										うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																									
うち賃借料										うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																			
うち地代家賃										うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																													
うち修繕費										うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																																							
うち機器保守料										うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
うち機器設備保険料										うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
うち車両関係費																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ①収益性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
事業利益率 (事業利益/事業収益)							
総資本事業利益率 (事業利益/総資本(自己資本+負債))							
償却前事業利益率 (事業利益+減価償却費)/事業収益)							
材料費率 (材料費/事業収益)							
人件費率 (給与費/事業収益)							
医師人件費率 (医師給与・賞与/事業収益)							
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与/事業収益)							
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与/事業収益)							
減価償却費率 (減価償却費/事業収益)							
業務費率 (業務費/事業収益)							
金利負担率 (支払利息/事業収益)							
総資本回転率 (事業収益/総資本(自己資本+負債))							
固定資産回転率 (事業収益/固定資産)							
医師1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算看護職員数)							
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算その他職員数)							

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ①収益性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
事業利益率 (事業利益/事業収益)									
総資本事業利益率 (事業利益/総資本(自己資本+負債))									
償却前事業利益率 (事業利益+減価償却費)/事業収益)									
材料費率 (材料費/事業収益)									
人件費率 (給与費/事業収益)									
医師人件費率 (医師給与・賞与/事業収益)									
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与/事業収益)									
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与/事業収益)									
減価償却費率 (減価償却費/事業収益)									
業務費率 (業務費/事業収益)									
金利負担率 (支払利息/事業収益)									
総資本回転率 (事業収益/総資本(自己資本+負債))									
固定資産回転率 (事業収益/固定資産)									
医師1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算医師数)									
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算看護職員数)									
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算その他職員数)									

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ②安全性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
自己資本基準充足率 (農協法施行令第29条)							
固定長期適合率 (固定資産/(純資産+固定負債))							
借入金比率 (長期借入金/事業収益)							
流動比率 (流動資産/流動負債)							
1床当たりの固定資産額 (固定資産/許可病床数)							
1床当たりの固定負債額 (固定負債/許可病床数)							

(5) 経営指標 ③機能性 ア 全体

(単位:%、人)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
病床利用率 (1日平均入院患者/平均許可病床数)							
平均在院日数 (在院患者延数/(新入院患者+退院患者)×1/2)							
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/常勤換算医師数)							
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/看護職員数)							
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/看護職員数)							

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ②安全性

(単位:千円、%)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
自己資本基準充足率 (農協法施行令第29条)									
固定長期適合率 (固定資産/(純資産+固定負債))									
借入金比率 (長期借入金/事業収益)									
流動比率 (流動資産/流動負債)									
1床当たりの固定資産額 (固定資産/許可病床数)									
1床当たりの固定負債額 (固定負債/許可病床数)									

(5) 経営指標 ③機能性 ア 全体

(単位:%、人)

	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
病床利用率 (1日平均入院患者/平均許可病床数)									
平均在院日数 (在院患者延数/(新入院患者+退院患者)×1/2)									
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/常勤換算医師数)									
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/常勤換算医師数)									
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/看護職員数)									
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/看護職員数)									

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ③機能性 イ ○○病院(又は○○診療所等)

D P C 導入年度(又は予定年度) 年度

7 : 1 配置基準取得年度(又は予定年度) 年度

(単位: %、人)

	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値
看護職員配置人数							
7:1配置基準 必要配置看護職員数							
10:1配置基準 必要配置看護職員数							
病床利用率 (1日平均入院患者/平均許可病床数)							
平均在院日数 (在院患者延数/(新入院患者+退院患者)×1/2)							
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/常勤換算医師数)							
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/看護職員数)							
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/看護職員数)							
医師1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算医師数)							
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算看護職員数)							
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算その他職員数)							
人件費率 (給与費/事業収益)							
医師人件費率 (医師給与・賞与/事業収益)							
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与/事業収益)							
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与/事業収益)							

(略)

3. 経営・財務計画

(5) 経営指標 ③機能性 イ ○○病院(又は○○診療所等)

D P C 導入年度(又は予定年度) 年度

7 : 1 配置基準取得年度(又は予定年度) 年度

(単位: %、人)

	○○年度		○○年度		○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値	計画値	計画値	計画値
看護職員配置人数									
7:1配置基準 必要配置看護職員数									
10:1配置基準 必要配置看護職員数									
病床利用率 (1日平均入院患者/平均許可病床数)									
平均在院日数 (在院患者延数/(新入院患者+退院患者)×1/2)									
医師1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/常勤換算医師数)									
医師1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/常勤換算医師数)									
看護職員1人当たりの入院患者数 (1日平均入院患者数/看護職員数)									
看護職員1人当たりの外来患者数 (1日平均外来患者数/看護職員数)									
医師1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算医師数)									
看護職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算看護職員数)									
その他職員1人当たりの事業収益 (事業収益/常勤換算その他職員数)									
人件費率 (給与費/事業収益)									
医師人件費率 (医師給与・賞与/事業収益)									
看護職員人件費率 (看護職員給与・賞与/事業収益)									
その他人件費率 (医師・看護職員を除く給与・賞与/事業収益)									

(略)

3. 経営・財務計画

(7) 赤字施設の原因及び解消策 ○○病院(又は○○診療所等)

取組年度	当期利益 (千円)	赤字の原因		改善取組の内容	効果額(千円)	地方自治体等の支援	施設の廃止・譲渡等の検討状況
		収入面	費用面				
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					

注：過去3か年において一期でも赤字となった施設について記入すること。

(略)

Ⅲ-1-2-3 別記様式3～Ⅲ-2-5-5 別記様式19 (略)

(削る)

3. 経営・財務計画

(7) 赤字施設の原因及び解消策 ○○病院(又は○○診療所等)

取組年度	当期利益 (千円)	赤字の原因		改善取組の内容	効果額(千円)	地方自治体等の支援	施設の廃止・譲渡等の検討状況
		収入面	費用面				
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (実績)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					
○○年度 (計画)		収入面					
		費用面					

注：過去3か年において一期でも赤字となった施設について記入すること。

(略)

Ⅱ-1-4-3 別記様式1～Ⅲ-2-5-5 別記様式19 (略)

Ⅶ-3-1 別記様式20 (監査規程の認可)

番 号
年月日

農林水産大臣 殿

住 所
中央会名
会 長 氏 名 印

監査規程認可申請書

令和 年 月 日開催の総会において、組織変更計画を承認する決議を行
い、組織変更後の農業協同組合連合会において監査事業を行うこととしたの
で、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附
則第 14 条第 1 項の規定により監査規程の認可を申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 監査規程全文

VII-2-1 別記様式 20 ~ VII-2-1 別記様式 22 (略)

VII-3-1 別記様式 21 ~ VII-3-1 別記様式 23 (略)

附 則

(施行日)

第 1 条 この規定による変更は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。